

【非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書合計表】

- ※ 機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。
- ※ 金額を記載する欄には、「¥」や「円」を記載しないでください。
- ※ 誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。
- ※ 「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。
- ※ 「元号」欄は次のとおり記載してください。

元号	記載方法
令和	5
平成	4

- ※ 「本店一括」欄は、本店等一括提出をする場合は「1」を、本店等一括提出をしない場合は「2」を記載してください。

記載要領

- 1 「支払総額（支払調書提出省略分を含む。）」欄には、支払調書の提出省略限度額以下のため支払調書の提出を省略するものを含めたすべての給与、報酬、年金及び賞金について記載する。
- 2 「左のうち、支払調書を提出するものの合計」欄には、この合計表とともに支払調書を提出するものについて、その合計を記載する。
なお、「提出枚数」欄には支払調書の提出枚数の合計を記載する。
- 3 「給料、賞与等」欄には、俸給、給料、賃金、歳費、年金、賞与又はこれらの性質を有する給与若しくは年金に類する給付について記載する。
- 4 「退職手当等」欄には、退職手当、一時恩給又は退職手当の性質を有する給与若しくはこれに類する給付について記載する。
- 5 「役務の報酬」欄には、弁護士報酬、芸能人の報酬その他の役務の報酬について記載する。
- 6 「賞金」欄には、事業の広告宣伝のための賞金について記載する。
- 7 「免税分」欄には、租税条約に基づき課税の免除を受けた給与、報酬、年金及び賞金（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の非課税に関する規定により非課税とされたものを含む。）について記載する。
- 8 国内において所得税法第161条（国内源泉所得）第2号に規定する人的役務の提供を主たる内容とする事業を行う者の当該人的役務の提供をする非居住者に支払う給与、報酬又は年金の金額のうち、同法第215条（非居住者の人的役務の提供による給与等に係る源泉徴収の特例）の規定により所得税の徴収がなされたものとみなされる金額のある者に対する支払金額については、「摘要」欄に、その者の数及びその金額を記載する。
- 9 二重線で囲まれている欄は、提出義務者において記載を要しない。